

### 第3号議案

蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の制定について

蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、蒲郡市教育委員会教育長の給与を定めるため提案する。

## 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、蒲郡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 教育長の給料は、月額69万7,000円とする。

(期末手当)

第3条 教育長の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額、給料の月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額及び給料の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(退職手当)

第4条 教育長の退職手当は、任期が満了した場合又は任期の満了する日の前日までの間に退職した場合に支給する。

2 前項の退職手当の額は、任期が満了した日又は退職した日（以下「退職日」という。）における給料月額に在職期間の年数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

- 3 前項の在職期間の年数は、教育長となった日の属する月から退職日の属する月までの月数を12で除して得た数とし、1年未満の端数がある場合には、6月未満の端数は切り捨て、6月以上1年未満の端数はこれを1年とする。ただし、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。）又は死亡による退職に係る退職手当を計算する場合にあっては、1年未満の端数は1年とする。

（給与の支給）

第5条 前3条に定めるもののほか、給与の支給については、市職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間の給与については、この条例の規定は適用せず、蒲郡市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年蒲郡市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の蒲郡市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の給与に係る規定は、なおその効力を有する。